

〔常山紀談拾遺二〕輝政公○池武將の重寶とすべきは、領分の百姓と譜代の士と鶏と三品なり、それを如何と云ふに○中目に見ゆる相圖、耳に聞ゆる相圖は敵の耳目にかかることゆへに、たやすく敵國にてなしがたし、鶏鳴は誰もその相圖ぞと知らざるゆへに、即ち敵國の鶏鳴にて、一番鳥にて人衆を起し、二番鳥にて食し、三番鳥にて打立など、相圖を究て、敵もその相圖を知らざるの徳あり、この三ツの重寶なり、是を三の重寶と立しと宣ふなり。

〔沙石集七上〕眼正信房事

和州菩提山ノ本願僧正御房ニ、忠寛正信房ト云僧有ケリ、アマリニチブリケレバ、子ブリノ正信トゾ申ケル。○中或ル夜、九番鳥ノ鳴ケルヲ、眼耳ニ御所ニ忠寛々々ト召スト聞ナシテ、事々シク御イラヘ申テ御前ヘ參ル、イカニナニ事ゾト被仰レバ、召ノ候ツルト申ス、サル事ナシト仰アリケレバ、鳥ノ猶空ニ聲ノスルヲ指サシテ、アレニ召ノ候ツルトゾ申ケル。

〔備前老人物語〕一吉田久左衛門雞をもとめて陣屋に飼置たり、家康公ある夜雞の聲を聞召れ、これは多分吉田久左衛門が雞を飼をきたる物ぞとて、たづねさせ給ひしに、久左衛門にてありけり、時を玄るべきとの心懸奇特也とて、御感有しなり。

〔雲萍雜志〕ある人、時刻を知らん爲にして、自鳴鐘を求めるとするを、その妻是をとゞめていひけるは、明くれにかくる世話のみにあらず、くるひたる折からには、その隙を費し、自鳴鐘のために、かへりて時を失ふこと多からんやめ給へといへば、さあらば庭鳥を飼ふべしといふに、その妻又とゞめて云けるは、時刻は人のうへにあり、沙の満干もこれとおなじかるべし、自鳴鐘雞を便りとするは、勤めに怠るもの、いたすことなりと、夫を諫め、つひに雞をも飼すなりにき。

〔日本書紀十七繼體〕七年九月、勾大兄皇子○安親聘春日皇女於是月夜清談、不覺天曉、斐然之藻忽形於言、乃口唱曰、○中伊慕我堤鳴、倭例爾魔柯施、每倭我堤鳴磨、伊慕爾魔柯施、每磨左棄逗囉、多多企阿